

I P 通信網サービス契約約款 共通編【現改比較表】 2022年12月27日現在

～2022年12月26日

2022年12月27日～

<p>目次（略）</p> <p>第1条～第23条（略）</p> <p>（利用停止）</p> <p>第24条（略）</p> <p>2 当社は、捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために利用停止の措置要請を受けた場合、当社は当該要請に基づき捜査機関が定める期間、その I P 通信網サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。この場合において、当社は捜査機関に対し当該 I P 通信網契約者に係る氏名、住所等を通知することがあります。</p> <p>なお、当社は、本項に基づく別冊に定める付加機能（番号追加機能に限ります。）に係る利用の停止を解除するとき、利用の停止前とは異なる I P セントレックス番号又は I P 電話番号を I P 通信網契約者に付与することがあります。</p> <p>3～6（略）</p> <p>第25条～第52条（略）</p> <p>別記（略）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1条～第23条（略）</p> <p>（利用停止）</p> <p>第24条（略）</p> <p>2 当社は、捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために利用停止の措置要請を受けた場合、当社は当該要請に基づき捜査機関が定める期間、その I P 通信網サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。この場合において、当社は捜査機関及び総務省に対し当該 I P 通信網契約者に係る氏名、住所等を通知することがあります。</p> <p>なお、当社は、本項に基づく別冊に定める付加機能（番号追加機能に限ります。）に係る利用の停止を解除するとき、利用の停止前とは異なる I P セントレックス番号又は I P 電話番号を I P 通信網契約者に付与することがあります。</p> <p>3～6（略）</p> <p>第25条～第52条（略）</p> <p>別記（略）</p>
---	--

附則（令和4年12月22日 CAS企第00998891号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和4年12月27日から実施します。

（経過措置）

2 当社は、この改正規定により追加するIP通信網契約者の利用停止の内容に関し、次に掲げる第6種シェアードIP-PBXサービスについても適用します。

(1)APS1サ第00734470号（令和3年1月20日付）の附則2に係るもの